

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

以下のとおり、提案書の提出を求めます。

平成29年2月13日

世田谷区

本プロポーザルは平成29年度契約の準備行為である。本件の契約締結は本件にかかる予算が区議会で議決を得ることを条件とする。

1 業務概要

(1) 件名

窓口支援システム開発導入・保守業務委託

保守業務委託の契約は、平成30年度以降も予定している。

(2) 委託内容

(仮称)総合窓口の創設にあたり、窓口業務の効率化を推進するため、受け付けた申請書を遠隔地の(仮称)集中入力センターで入力する想定のもと、窓口と集中入力センターとを繋ぐ情報連携システムの導入及び保守を行う。業務概要は以下のとおり。

窓口支援システムの調達

- ・窓口支援システムに係るハードウェア
- ・窓口支援システムに係るソフトウェア

窓口支援システムの導入・運用

使用者用研修の実施

問い合わせ対応、障害対応

システムの保守

(3) 履行期間

窓口支援システムの開発導入

契約の日から平成29年9月30日まで

窓口支援システムの保守管理

システム導入から平成34年9月30日まで

契約内容を5年毎に見直す予定があるため、上記期間を設定している。

(4) 提案限度額

95,000,000円(税込み)

(参考)内訳 開発・導入 62,000,000円(税込み)

保守(5年間) 33,000,000円(税込み)

提案限度額は、開発及び導入から保守までの契約を含む額とする。

上記の提案限度額は、契約の日から平成 34 年 9 月 30 日までの合計額である。消費税については、現時点での税率で計算すること。契約後に消費税の変更が確定になった場合には契約変更をもって対応する。

契約は対象の業務にかかる予算が区議会の議決を得られることを条件とする。また、対象の業務にかかる予算が削減、又は変更された場合には契約を締結しない場合がある。

2 参加資格要件

提案書提出時において、次の要件を全て満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であること及び同条第 2 項による措置を現に受けていない者であること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」、国際規格 ISO / IEC 27001 の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS) 適合性評価制度」認証を取得していること。
- (6) 東京電子自治体共同運営の営業種目「情報処理業務」における格付け A ランクを有すること。

3 手続等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷 4 丁目 21 番 27 号(第 1 庁舎 3 階)

世田谷区地域行政部窓口調整・番号制度担当課

担当 吉原、藤原

電話 03-5432-2139 FAX 03-5432-3069

メールアドレス: SEA01045@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書等の交付について

説明書等の交付を希望する場合は、以下の期間内に、指定の場所で受領すること。

交付期間 平成 29 年 2 月 13 日(月)から平成 29 年 2 月 20 日(月)まで

期間中の受付は午前 8 時 30 分から午後 5 時まで(土日、祝日を除く)

交付場所 (1) に同じ

交付方法 (1) の窓口で配付

(3) 参加表明書等について

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加資格を確認の上、「参加表明書」に必要事項を記入して代表者印を押印し、その他提出書類一式と併せて提出すること。

提出期限 平成 29 年 2 月 20 日（月）午後 5 時まで（必着）
期間中の受付は午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土日、祝日を除く）

提出場所 （ 1 ）に同じ

提出方法 （ 1 ）まで直接持参又は簡易書留郵便で郵送

（ 4 ）提案書等について

提案書等を提出する場合は、提出書類一式と併せて提出すること。

提出期限 平成 29 年 3 月 10 日（金）午後 5 時（厳守）

期間中の受付は午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土日、祝日を除く）

提出場所 （ 1 ）に同じ

提出方法 （ 1 ）まで直接持参（郵送不可）

4 審査及び審査結果の通知

（ 1 ）審査

第一次審査、第二次審査を通じて総合的に審査を行い、得点の最も高い事業者を契約候補者として選定する。

ア 第一次審査

提案者の中から、提案書、見積書及び機能要件等回答書により総合的に審査を行い、原則として上位の 2 社を選抜する。

イ 第二次審査

選抜した提案者を招請し、プレゼンテーションを行う。

（ 2 ）審査基準

提案概要に関する事項

システム機能に関する事項（運用開始直後）

システム機能に関する事項（運用状況等検証後）

システム構成に関する事項

情報セキュリティ対策に関する事項

実施体制・プロジェクト管理に関する事項

システムの運用及び保守に関する事項

見積金額の妥当性

機能要件・非機能要件、帳票要件の対応可否及び対応方法

（ 3 ）審査結果の通知

選定結果は、3月下旬（予定）に通知する。

5 その他

（ 1 ） 手続において使用する言語及び通貨、日本語及び日本国通貨に限る。

（ 2 ） 契約保証金 免除

（ 3 ） 契約書作成の要否 要

（ 4 ） 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と

随意契約により締結する予定の有無 有

・窓口支援システム保守委託（長期継続契約）

保守契約は平成 34 年 9 月 30 日まで

- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 「 3 (1) 担当部課」に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 詳細は説明書による。
- (8) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (9) 提出期限以後の参加表明書や提案書等提出書類の差し替え又は再提出は認めない。
- (10) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (11) 参加表明書や提案書等提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- (12) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案書の内容に区は拘束されない。